



<目次>

- 1. 事業系廃棄物とは P1
- 2. 恵庭市における事業系廃棄物の処理方法 . . . P3
- 3. 減量・資源化・リサイクル P12
- 4. 事業系廃棄物分別早見表 P13
- 5. 禁止事項 P25

2022年1月27日

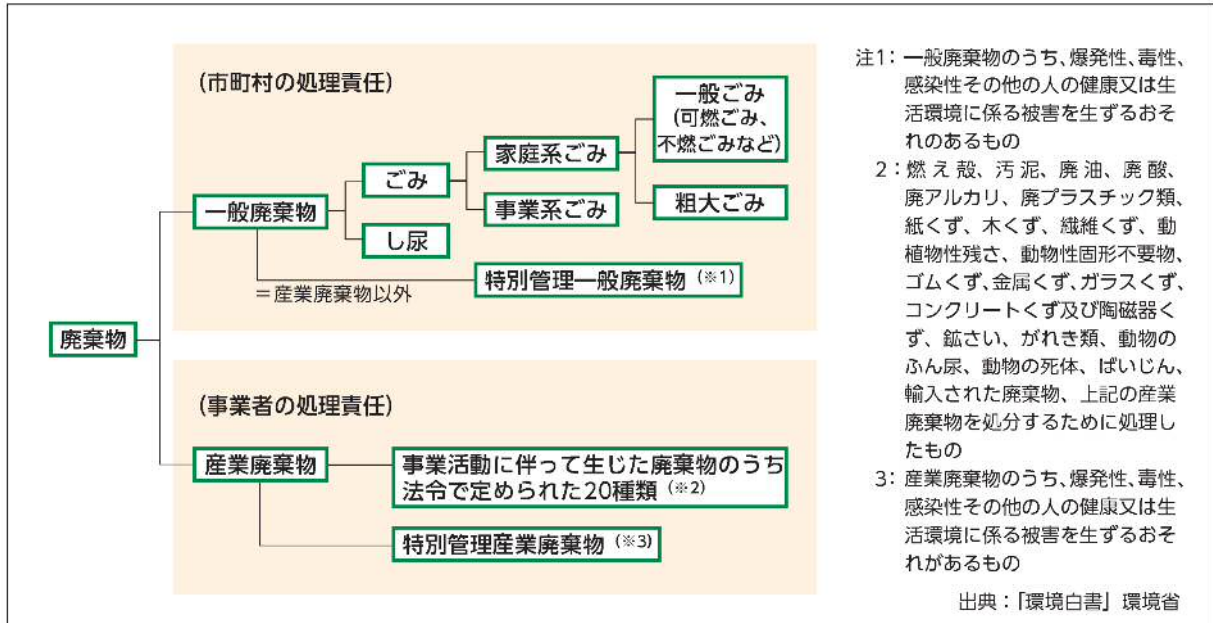
恵庭市生活環境部 廃棄物管理課

1.事業系廃棄物とは

≪事業所から出る廃棄物の分類≫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）では、廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分され、「一般廃棄物」は家庭系と事業系に分類されます。また、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を及ぼす性状を有するものは、特別管理廃棄物に指定されます。

■ 廃棄物の区分



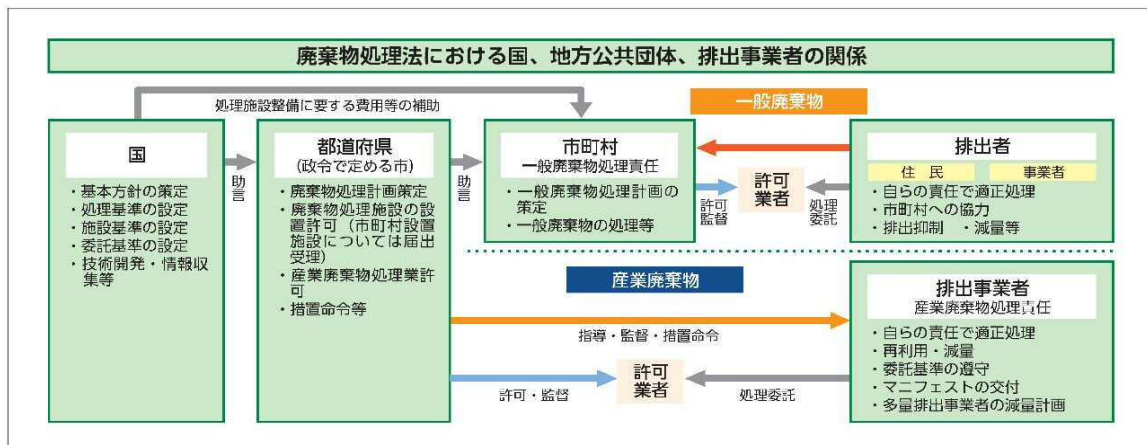
特別管理廃棄物

※一般廃棄物と産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に分類され、より厳しい基準に従って処理しなければならないもの

営利を目的とするか否かによらず、全ての事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、次頁の20種類が産業廃棄物として法律で定められています。産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物と言います。

各主体の役割と責任分担

循環型社会の形成のためには、国、地方公共団体（都道府県、市町村）、事業者、国民等の多様な主体が、循環基本法で示されたそれぞれの役割を認識して3Rを推進していくとともに、廃棄物の処理に関しても、各主体が自身の責務を果たし、機能的に連携することで、適正処理を行う仕組みを構築・継続していくことが重要です。そのため、廃棄物処理法では、国、地方公共団体、排出事業者、排出者（国民）の廃棄物処理に関する責務を明確に定めています。



産業廃棄物の種類と具体例

区分	種類	具体的な例	区分	種類	具体的な例	
あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻 ※1	活性炭、焼却炉の残灰などの各種焼却かす	※排出する業種が指定されていないもの	⑬ ^② 木くず	建築業（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生する木くず、おがくず、バーク類等に限定 ※ 上記の業種以外から発生するものは一般廃棄物	
	②汚泥 ※2	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物			⑭紙くず	建設業（範囲は木くずと同じ）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、および印刷物加工業からの発生する紙くず ※ 上記の業種以外から発生するものは一般廃棄物
	③廃油	グリス（潤滑油）、大豆油など鉱物性、動植物性を問わず、すべての廃油				⑮繊維くず
	④廃酸	廃写真定着液など、有機性、無機性を問わず、全ての酸性廃油		⑯動植物固形物	と畜場で解体等をした獣畜、食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状不要物	
	⑤廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液など有機性、無機性を問わず全てのアルカリ性廃液			⑰動植物性残渣	食料品、医薬品、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る不要物 魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすなど
	⑥廃プラスチック	発泡スチロール、合成繊維くずなど、固形液状すべての合成高分子系化合物（合成ゴム含む）		⑱動物のふん尿		畜産農場から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	⑦ゴムくず	天然ゴムくず（注：合成ゴムは廃プラスチック）			⑲動物の死体	畜産農場から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	⑧金属くず	鉄くず、アルミくずなど、不要となった金属の研磨くず、切削くず		⑳汚泥のコンクリート固形化物など		①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので①～⑱に該当しないもの
	⑨ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、石膏ボードなど、コンクリート製品製造工程からのコンクリートくずなど				
	⑩鉱さい	鑄物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど				
	⑪がれき類	工作物の新築、改築、除去により生じたコンクリート破片、レンガ破片など				
	⑫ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん				
	⑬ ^① 木くず	貨物の流通のために使用したパレット（貨物の積付け・梱包用の木材含む）				

●色がついている種類は恵庭市内で発生したものに限り恵庭市のごみ処理施設で受け入れ可能です。

※1 ばいじんを含む燃え殻は受け入れ不可。また、その他の燃え殻等はダイオキシン類の量が1gにつき3ngを超えないもののみ受け入れとなるため、検査機関での測定結果の提示が必要です。

※2 汚泥の搬入は事前調整を要します。

2. 恵庭市における事業系廃棄物の処理方法

《はじめに》

事業活動に伴い排出される廃棄物は、「事業者自らの責任において処理しなければならない」と廃棄物処理法で定められていますが、全ての廃棄物を事業者自らで適正処理するのは困難なことから、恵庭市内で発生した再使用・再資源化等が出来ない廃棄物に限り、市の施設で処理を行っております。

そのため、当市施設で処理を行う場合は、当市の分別・排出・搬入ルールを守っていただきます。

また、市では事業系廃棄物の収集は行っていないため、事業者は自ら運搬するか収集運搬業許可を持った事業者に委託して処理を行っていただく必要があります。

《どんな事業系廃棄物が発生しますか？》

ご自身の事業所で発生する廃棄物の種類を確認してみましょう。

※前ページの表『産業廃棄物の種類と具体例』、巻末の分別早見表も併せてご覧ください。

廃棄物の例	概要	処理施設
□燃え殻類	P2 参照	●産業廃棄物 ➢ 民間施設およびごみ処理場
□汚泥類	P2 参照	やむを得ない場合を除き民間施設
□廃プラスチック類	全てのプラスチック類（産業廃棄物） ※従業員が飲食のために持ち込んだ容器や包装類、ペットボトルに限り一般廃棄物	●産業廃棄物 ➢ 焼却施設、民間施設 ●一般廃棄物 ➢ 焼却施設、民間施設 ただし、塩ビ管はごみ処理場、民間施設
□紙くず類	紙パック、シュレッダー、ダンボール、雑誌等は資源化。資源化できない紙類は焼却処理をします。（一般廃棄物） ※建設業、紙加工製造業、新聞業、出版業等から発生するものは産業廃棄物。	●資源化できる一般廃棄物 ➢ リサイクルセンター、民間施設 ●資源化できない一般廃棄物、産業廃棄物 ➢ 焼却施設
□木くず類	刈草、剪定枝、廃木材、木製家具、木製品など（一般廃棄物）、廃パレット（産業廃棄物） ※建設業、木材・木製品製造業、パルプ製造業等から発生するものは産業廃棄物	●一般廃棄物および産業廃棄物 ➢ クリーン産業（民間施設）および焼却施設
□繊維くず類	天然繊維の衣類や畳など。（一般廃棄物） ※建設業や繊維製品製造業等からの発生物や化学繊維の衣類（廃ブラ）は産業廃棄物。	●一般廃棄物及び産業廃棄物 ➢ 焼却施設および民間施設
□金属くず類	アルミ・スチール缶、金属製品、金属切削くずなど（産業廃棄物） ※従業員等が飲食のために持ち込んだアルミ・スチール缶に限り一般廃棄物。	●一般廃棄物 ➢ リサイクルセンターおよび民間施設 ●産業廃棄物 ➢ ごみ処理場および民間施設
□ガラスくず・陶磁器くず・ｺﾝｸﾘｰﾄくず類	ガラス、食器類、びん類、便器、窯業サイディング、グラスウールなど（産業廃棄物） ※従業員等が飲食のために持ち込んだ物に限り一般廃棄物。	●資源化できる一般廃棄物、産業廃棄物 ➢ 民間施設 ●資源化できない産業廃棄物 ➢ ごみ処理場
□がれき類	コンクリートがら、アスファルトがら、モルタルなど（産業廃棄物）	●資源化できる ➢ 民間施設 ●資源化できない ➢ ごみ処理場
□生ごみ類	飲食店の残飯、小売業や流通業の賞味期限切れ食品など（一般廃棄物） ※食料品製造業等から発生する残渣は産業廃棄物となり受入不可。	●一般廃棄物 ➢ 生ごみ・し尿処理場 ●産業廃棄物 ➢ 民間施設

●発生見込のある廃棄物を把握したら、廃棄物毎の搬入先および運搬方法を決め、各施設の基準等に
応じた分別を行ってください。（P7 以降参照）

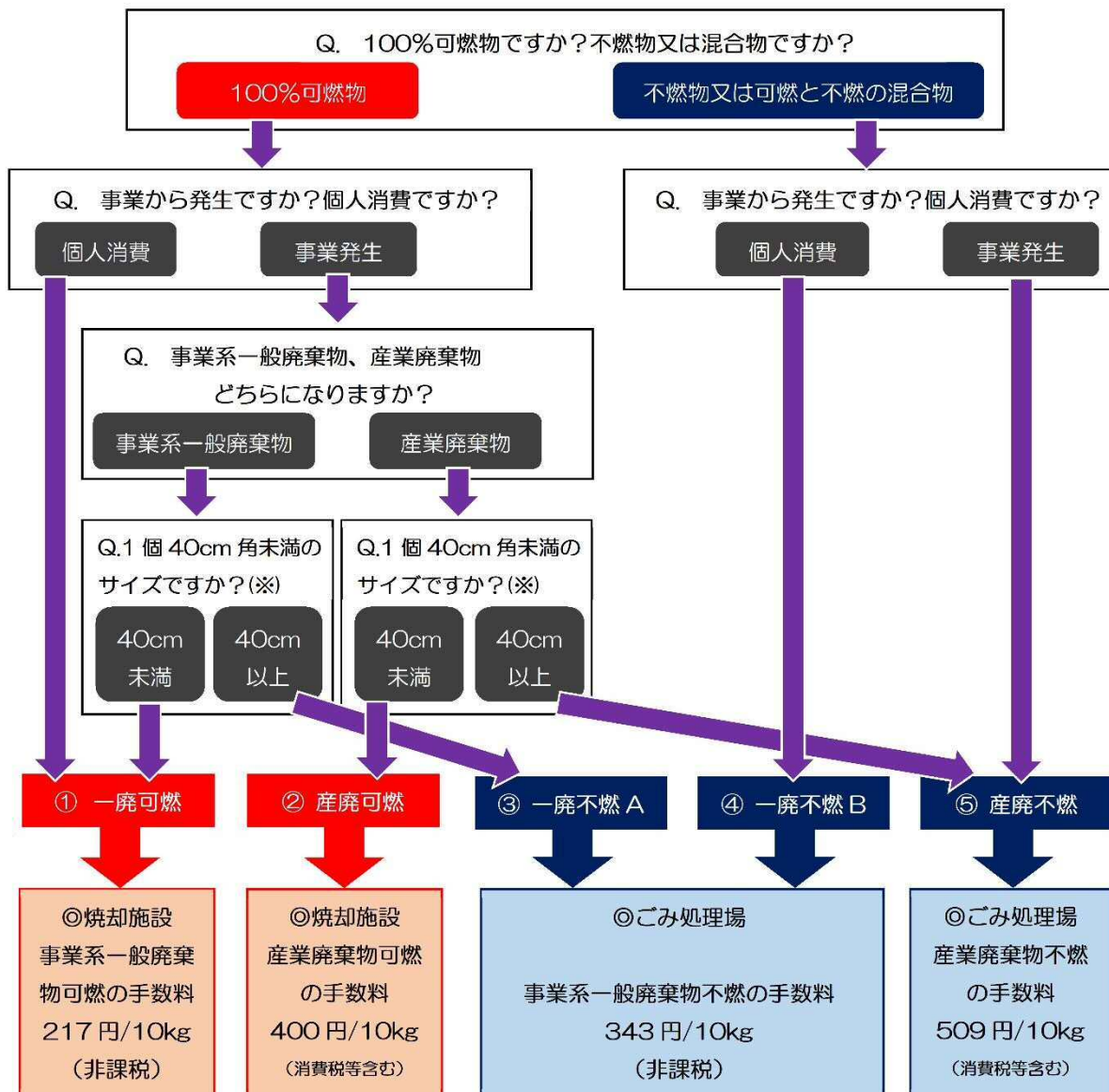
●市の処理施設に搬入する場合は運搬方法（①自己搬入、②許可業者への委託）を決定し、市役所窓
口もしくは郵送で搬入の事前手続きである市との廃棄物処理委託契約書の取り交わしを行って
ください。

●委託契約書様式は、市役所廃棄物管理課（2F 22 番窓口）で配布しているほか、恵庭市HP（https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/kurashi/kurashi_tetsuzuki/gomi_recycle/jigyoshanokatahe/13563.html）からダウンロードすることができます。

＜ごみ処理施設へ搬入する際の事業系廃棄物の分別および搬入形態（受入基準）＞

ごみ処理施設へ搬入する際、次の5種類に分別を行った上で搬入していただくことが必要です。

- ① 一廃可燃 : 1個 40cm 角未満(※1) で100%可燃性素材の一般廃棄物
- ② 産廃可燃 : 1個 40cm 角未満(※1) で100%可燃性素材の産業廃棄物
- ※1 ロープ・紐は切断後の状態で全長 2m未満（一廃・産廃共通）まで可
- ③ 一廃不燃A : 100%可燃性素材であるが 40cm角未満にできない一般廃棄物
- ④ 一廃不燃B : 個人消費(※2)により発生する不燃性または可燃と不燃の混合の一般廃棄物
- ※2 従業員が個人で購入して事業所に持ち込んで消費した弁当がらや飲料容器
- ⑤ 産廃不燃 : 金属・ガラス・陶磁器・コンクリート・がれき類等との混合物、又は100%可燃性素材であるが 40cm角未満にできない産業廃棄物、塩ビ管



※ロープ・紐は切断後の状態で全長 2m未満
※塩ビ管は大きさにかかわらず不燃

別途道税（循環税）
10円/10kgが必要

《市のごみ処理施設で受け入れしない事業系廃棄物》

- 市で受け入れ可能な産業廃棄物には制限があります。受け入れ可能な産業廃棄物についてはP2の表『産業廃棄物の種類と具体例』を参照ください。(『恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第19条第2項に基づき市が処分する産業廃棄物』による)
- その他、恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例により指定した適正処理困難物及び別に定める受入基準に適合しないものは受け入れしません。

受け入れしない事業系廃棄物の具体例

ソーラーパネル、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコンディショナー、PCモニター、タイヤ、自動車、スクーター、オートバイ、バッテリー、電池、蛍光管、LED、LPガスボンベ、廃油、廃酸、塗料、化学薬品、農薬、医療品、注射器、注射針、土、石、アスファルト、石膏ボード、消火器、動物の死体、パチンコ遊戯台(回胴式遊戯機含む)、ヒ素化合物を含むもの(防腐剤)、リサイクル可能なもの等

参考

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成6年4月1日施行)

(廃棄物の受入基準)9条

条例第20条第1項の規定により規則で定める廃棄物の受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 市内において生じた廃棄物であること。
 - (2) 再利用又は再生利用が困難であると市長が認めた廃棄物であること。
 - (3) 特別管理廃棄物でないこと。
 - (4) 毒性、感染性、爆発性、引火性等の危険性がないこと。
 - (5) フロン、水銀、鉛、ヒ素等の有害物質が含まれていないこと。
 - (6) 著しく悪臭を発する物でないこと。
 - (7) 液状ではないこと。
 - (8) 可燃物は、1個当たりの大きさが最長辺40センチメートル未満であること(ロープ、紐又はシート又は紐状のものにあつては、広げた状態で最長辺長さが200センチメートル未満であること。)
 - (9) 可燃物を袋に入れて廃棄する場合は、中身が見える袋で1袋当たりの内容量が60リットル以下のものとする。
 - (10) 不燃物は、最長辺が200センチメートル以下であること。
 - (11) 市長の指定する処理施設に廃棄物を搬入する者と市長の間で廃棄物の処理に関する委託契約が締結されていること。
- 2 事業系一般廃棄物の受入基準は、前項に規定する条件を満たし、かつ、次の条件を満たすものとする。
- (1) 生ごみは、最長辺が15センチメートル以下であり、かつ、60リットル以下の中身が見える袋に入っていること。これにより難しい場合は飛散、流出するおそれがないような措置が講じられていること。
 - (2) 資源物は、著しく汚れておらず、かつ、60リットル以下の中身が見える袋に入っている袋に入れる場合は、中身が見える袋で1袋当たりの内容量が60リットル以下のものであること

《運搬方法および処分手数料の支払い方法》

(1) 自ら市の処理施設へ搬入する場合(自己搬入)

- 処分手数料は原則、各施設の窓口での現金払いとなります。ただし、長期間継続して搬入を行う場合は口座振替も可能です。希望する場合は金融機関への手続きが必要となります。(P6参照)

(2) 収集運搬許可業者に委託する場合

- 収集運搬許可業者へ委託する場合であっても、市の処理施設で廃棄物（一廃・産廃とも）を処分する場合は、市と処理委託契約が必要です。
- 廃棄物の収集及び運搬の許可業者にしか委託できません。無許可業者へ委託すると排出事業者も罰せられますのでご注意ください。
- 一般廃棄物と産業廃棄物では収集運搬の許可が異なりますので、廃棄物の種類に応じて委託先を検討してください。
- 処分手数料の請求は、原則収集運搬許可業者へ行いますので、排出事業者は運搬手数料と処分手数料を合わせて収集運搬許可業者へお支払いください。

一般廃棄物収集運搬業許可業者（恵庭市許可）

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| ●(株)恵庭クリーンサービス 32-1122 | ●(有)野田容器 33-3570 |
| ●(社)恵庭市リパ-人材セカ- 34-0311 | ●(有)荷興物流 33-5525 |
| ●(有)恵庭清掃社 34-5288 | ●リサイクルファクトリー(株) 29-2030 |
| ●嘉屋興業(株) 33-5069 | ●北海道建設サービス(株) 32-0358 |

※順不同 ※許可業者は令和4年1月27日現在

産業廃棄物収集運搬業許可業者（北海道許可）

道庁ホームページの『北海道産業廃棄物処理事業者名簿』にて確認ください。

北海道環境生活部環境局 循環型社会推進課
札幌市中央区北3条西6丁目本庁舎 12F TEL(011)204-5196

《口座振替手続き》

- 市役所廃棄物管理課で『口座振替依頼書』を受け取り、下記金融機関へ口座振替の届出をしてください。
- 排出事業者名義の口座振替としてください。
- 金融機関及び口座番号等が変更になった場合は、速やかに報告してください。
- 口座振替での支払いは搬入日による月締めとし、翌月25日（振替日が休日の場合は翌営業日）を引落日とします。
 - ※ 金融機関の手続きが完了するまでは現金での支払いとなります。
 - ※ 収集運搬許可業者による搬入の場合は、当該業者へ請求しますので口座振替手続きは不要です。

対応している金融機関

北洋銀行の本・支店、北海道銀行の本・支店、北海道信用金庫の本・支店、北央信用組合の本・支店、北海道労働金庫の本・支店、JA道央の本・支店

《産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度》

廃棄物処理法により、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が義務付けられています。産業廃棄物を運搬、処分した業者名などを記入し、業者から業者へ、産業廃棄物とともにマニフェストを渡し、処理の流れを確認する制度です。

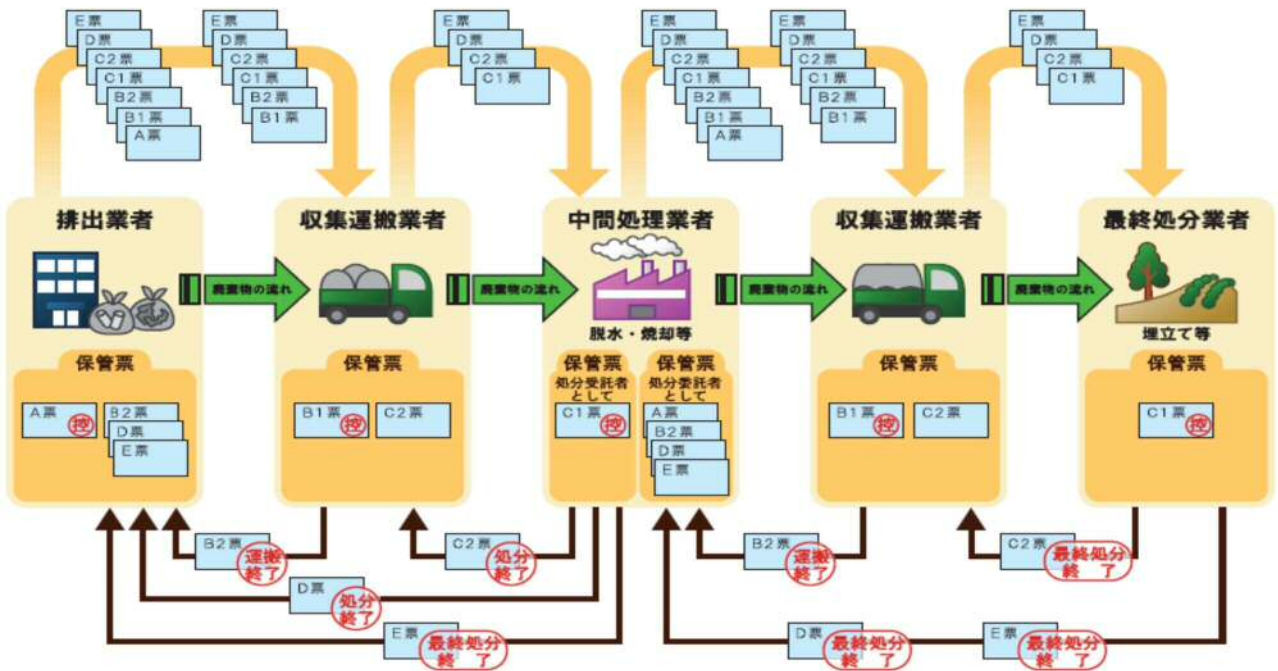
マニフェストは委託する度に、また、委託する廃棄物の品目毎に交付する必要があります。ただし、

自治体が運営する処理施設である恵庭市ごみ処理場および焼却施設においては、マニフェストの交付は必須ではありません。

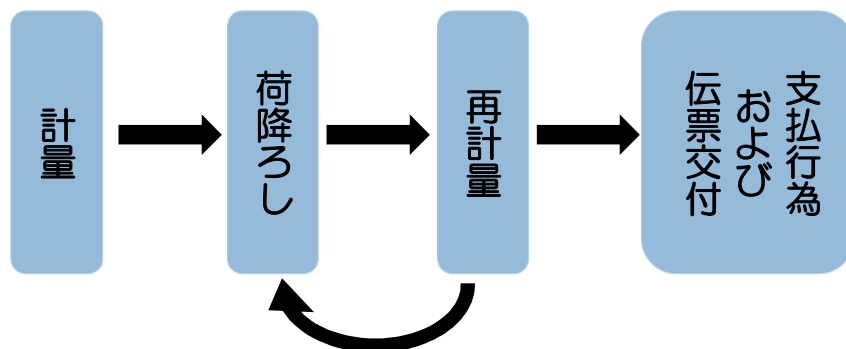
- ※ マニフェストの交付があった場合は、通常通り処理します。
- ※ 恵庭市ごみ処理場および焼却施設では恵庭市内で発生した産業廃棄物のみを受け入れているため、市外事業者が恵庭市ごみ処理場及び焼却施設へ廃棄物を搬入する場合には、排出事業場確認のためにマニフェストの交付をお願いします。

- マニフェストの購入先
公益社団法人 北海道産業廃棄物協会 (Tel 011-241-7611 FAX 011-241-7612)
- マニフェストについての問い合わせ
石狩振興局保健環境部環境生活課 (Tel 011-204-5823 内線 34-373)

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ



《ごみ処理施設における処理の流れ（各施設共通）》



≪市内ごみ処理施設の案内≫

(1) ごみ処理場（最終処分場）

【施設概要】

恵庭市内で発生した「不燃性（金属くず、陶磁器くず等）の一般廃棄物及び産業廃棄物」及び「焼却施設で受け入れることのできない可燃性の一般廃棄物及び産業廃棄物」を受入し、埋立処理を行う施設です。

【受入対象および受入条件】

- ・資源化・リサイクル等ができないもののみ受入します。
- ・産業廃棄物は、条例に基づき市が受入すると定めたもの（「金属くず」「ガラスくず類」「陶磁器くず類」「コンクリートくず類」「がれき類」「その他これらが含まれる混合廃棄物類」「**可燃性であっても40cm未満にできない物**」で再生利用ができないもの及び塩ビ管）のみを受入します。

（P2 参照）

- ・最大の辺の長さを2m未満にする。
- ・袋、フレコン、コンテナ等で搬入する場合は、搬入者が中身を空ける。
- ・金属の塊は袋等に入れずにバラ積みし、指示された場所に降ろす。

【処分手数料及び開場日時】

搬入できるもの	処分手数料	所在地	開場日時	休日
事業系 一般廃棄物	343円/10kg	盤尻 255-4	【月～金】 9:00～17:00	土曜日午後、日曜日 及び 12月31日～1月3日
産業廃棄物	509円/10kg (消費税込)		【土】 9:00～12:00	

※ 産業廃棄物を搬入した場合、別途循環資源利用促進税（北海道税）がかかります。

(2) 焼却施設

【施設概要】

恵庭市内で発生した可燃性の一般廃棄物及び産業廃棄物のうち、サイズ等の要件を満たすものを受入し、焼却処理を行う施設です。

【受入対象および受入条件】

- ・産業廃棄物は、条例に基づき市が受入すると定めたもの（「廃プラスチック類（合成ゴム、化学繊維含む）」「紙くず類」「木くず類」「繊維くず類（天然皮革含む）」の素材で100%構成されるもの）のみを受入します。

※ **混合廃棄物は、金属等の不燃物除去が必要です。除去できない物は不燃物扱いとなり、ごみ処理場で受入になります。**

- ・1個あたりの大きさを縦横高さ全て40cm未満にする。
- ・袋に入れたまま処分する場合は、中身の見える袋で1袋あたりの容量を60L以内にする。
- ・フレコンやコンテナなど中身が見えない状態で搬入する場合は、搬入者がダンピングボックスに中身を空ける。
- ・ロープ・紐状のものは2m未満の長さに切断する。

※ **焼却施設で受入すると導火線になり大変危険です。上記の形状に下処理できない廃棄物はごみ処理場にて不燃物として受入が可能。（処分手数料も不燃物料金となります。）**

- ・朱肉や朱漆を使用した製品は、水銀が含まれる（可能性がある）ため不燃物としてごみ処理場で

受入します。

- ・塩ビ管は、施設の安定的な稼働に影響が生じるため、大きさにかかわらず全て不燃物としてごみ処理場で受入します。

【処分手数料及び開場日時等】

搬入できるもの	処分手数料	所在地	開場日時	休日
事業系一般廃棄物	217円/10kg	中島松 461-1	【月～金】 8：45～17：00 【土、12/31】 8：45～12：00	土曜日午後、 日曜日及び 1月1日～1 月3日
産業廃棄物	400円/10kg (消費税込)			

※ 産業廃棄物を搬入した場合、循環資源利用促進税相当分(北海道税)は処分手数料に含まれます。

(3) 生ごみ・し尿処理場

【施設概要】

事業系一般廃棄物にあたる生ごみ（飲食店の残飯、流通業における賞味期限切れの食品等）を受入し、バイオガス化処理を行っている施設です。

※ 食料品製造業等から発生する産業廃棄物となる動植物性残渣は受入しません。

【受入対象および受入条件】

- ・バイオガス化処理できない卵の殻、貝殻、とうもろこしの皮、たけのこの皮、その他処理施設の機能に支障が生じるものは受入しません。
- ・生ごみとして受入するものは事業系となる流通段階から発生する売れ残り商品、レストランや飲食店から発生する調理くずや食べ残し。
- ・生ごみは1個あたりの大きさを15cm未満にする。
- ・袋に入れるなど、搬入時は汚水等が飛散しないようにする。
- ・同一種類かつ多量な場合や凍結している生ごみを搬入する場合は、事前に市の担当窓口へ相談してください。

【処分手数料及び開場日時等】

搬入できるもの	処分手数料	所在地	開場日時	休日
事業系一般廃棄物 にあたる生ごみ	93円 /10kg	中島松 460-1	【月～金】 8：45～16：00 【土、12/31】 8：45～12：00	土曜日午後、 日曜日及び1 月1日～1月 3日

(4) リサイクルセンター

【施設概要】

リサイクル可能な綺麗な資源物を受入し、資源化を行っている施設です。

【受入対象および受入条件】

- ・資源化物として受入するものは事業系一般廃棄物となる「シュレッダー」「ダンボール」「新聞・チラシ」「雑誌・本」「紙パック」の他、従業員等の個人消費により生じた「アルミ缶・スチール缶」の6区分。
- ・受入品目のうち、アルミ缶・スチール缶は、従業員等の個人消費により生じたもののみを受入しています。

※ 産業廃棄物となる事業活動から生じるアルミ缶・スチール缶は受入できません。

- ・2021年度から、「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」「びん」は受入していません。
- ・搬入時は6区分に分け、紙類は紐で縛り、その他は1袋当たりの内容量が60リットル以下の中身の見える袋に入れる。
- ・著しく汚れているものは受入しません。

【処分手数料及び開場日時等】

搬入できるもの	処分手数料	所在地	開場日時	休日
事業系一般廃棄物	114円/10kg	島松沢 131-8	【月～金】 9:00～17:00 【土】 9:00～12:00	土曜日午後、 日曜日及び 12月31日 ～1月3日
① アルミ缶・スチール缶				
② 紙パック				
③ シュレッダー				
④ ダンボール				
⑤ 新聞・チラシ				
⑥ 雑誌・本				

-----廃棄物処分手数料改定のお知らせ（2022年4月1日～）-----

2020年4月から恵庭市焼却施設の本稼働を開始したことに伴い、ごみ処理手数料の改正を行いましたが、事業者の皆様の負担軽減のため、事業系一般廃棄物（可燃及び不燃）の処理手数料については2022年3月末までを激変緩和措置期間として、現行の処理手数料で運用してきました。

激変緩和措置期間が終了する2022年4月から事業系廃棄物処分手数料は下表の金額となりますのでご注意ください。

搬入先	搬入できるもの	処分手数料（2022年3月末まで）	処分手数料（2022年～2024年度）
焼却施設	事業系一般廃棄物（可燃）	128円/10kg	217円/10kg
	産業廃棄物（可燃）	400円/10kg （消費税込）	変更なし
ごみ処理場	事業系一般廃棄物（不燃）	231円/10kg	343円/10kg
	産業廃棄物（不燃）	509円/10kg （消費税込）	変更なし

《ごみ処理施設の位置図》



3.減量・資源化・リサイクル

資源化・リサイクルできる木くず（廃材・剪定木・枝）・石膏ボード・コンクリート・刈り草・がれき・すきとり物・紙類・金属くずの処理業者一覧（参考）

※対象物毎に搬入先が異なります。

①木くず（廃材）・剪定枝（木）・刈り草及びがれき・石膏ボード・コンクリート ～ 恵庭市内の事業者
クリーン産業（株） 恵庭市盤尻 49-1 TEL 34-1259
注）搬入前に搬入方法や料金等をご確認ください。

②すきとり物 ～ 恵庭市外の事業者
リサイクルファクトリー（株） 千歳市中央 690-1 TEL 29-2030
注）千歳市との事前協議を要しますので、10日間程度の時間を要します。
注）事前に恵庭市に搬入計画書の提出が必要です。
注）搬入後は搬入報告書の提出が必要です。
注）搬入前に搬入方法や料金等をご確認ください。

③紙類（カーボン用紙・シュレッダーは除く）
資源回収業者・廃棄物再生事業者へ依頼してください。
参考）恵庭市内の事業者
恵庭マテリアル 恵庭市戸磯 345-10 TEL 0123-34-3399

④金属くず
参考）恵庭市内の事業者
恵庭マテリアル 恵庭市戸磯 345-10 TEL 0123-34-3399
金本商店 恵庭市恵南 24-388 TEL 0123-33-6021

区域外搬出について

※一般廃棄物については自区内処理が原則となっているため、市外の再資源化処理施設への搬入を行うには、搬入先の自治体との事前協議が必要となります。そのため、一般廃棄物を他市町村へ搬入される前に、廃棄物管理課（0123-33-3131 内線 1132・1137・1138）へご連絡ください。

4. 事業系廃棄物分別早見表(2022 年度版)

当市では平成 14 年のごみ焼却場休止以来、資源化できない廃棄物については可燃物も不燃物も最終処分場(恵庭市ごみ処理場)で埋立処理を行ってきましたが、令和 2 年 4 月から新しい焼却施設を稼働しており、家庭ごみの分別見直しだけではなく、事業系廃棄物の分別徹底にも取り組んでいます。

つきましては、施設の安定した運転のため、事業者の皆様のご協力が不可欠となりますので、分別の一助となるよう、50 音別の分別早見表を作成しましたのでご活用ください。

なお、処理施設の状況や社会情勢等の影響により受入停止や処理方法を変更する事もございますので、詳しくはお問合せください。

<凡例>

搬入先	
標記	名称
埋立	ごみ処理場
焼却	焼却施設
リサ	リサイクルセンター
生	生ごみ処理場
不可	受入不可

廃棄物の種類	
標記	内容
燃	燃え殻
泥	汚泥
油	廃油
酸	廃酸
アル	廃アルカリ
プラ	廃プラスチック
ゴム	ゴムくず
金属	金属くず
ガラ	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
鋳	鋳さい
がれき	がれき類
ばいじん	ばいじん
木	木くず
紙	紙くず
繊維	繊維くず
動植固	動植物固形物
動植残	動植物性残渣
ふん	動物のふん尿
死体	動物の死体

分別区分	
標記	内容
一廃可燃	1 個あたり 40cm 角未満で 100% 可燃性素材の事業系一般廃棄物
産廃可燃	1 個あたり 40cm 角未満で 100% 可燃性素材の産業廃棄物
一廃不燃 A	100% 可燃性素材であるが 40cm 角未満にできない事業系一般廃棄物
一廃不燃 B	個人消費により発生する金属・ガラス等の事業系一般廃棄物
産廃不燃	廃プラ・金属・ガラス・陶磁器・コンクリート・がれき類等の混合物、又は 100% 可燃性素材であるが 40cm 角未満にできない産業廃棄物
一廃生	流通段階から発生する売れ残り食品、飲食店等から発生する調理くずなどの事業系一般廃棄物
資源物(缶類)	従業員等の個人消費から発生する缶類
資源物(紙類)	ダンボール、紙パック、新聞、雑誌類(紙製容器包装、雑紙類は除く)

事業系廃棄物分別早見表（令和4年1月27日更新）

	品名	詳細	搬入先	廃棄物の種類	分別区分	備考
あ	空き缶	個人消費	リサ		資源物(缶類)	
	空き缶	事業発生でリサイクル可能なもの	不可			民間の再生処理業者へ
	空き缶	事業発生でリサイクルできないもの	埋立	金属	産廃不燃	
	空きびん	個人消費	不可			持ち帰りまたは民間の再生処理業者へ
	空きびん	事業発生でリサイクル可能なもの	不可			民間の再生処理業者へ
	空きびん	事業発生でリサイクルできないもの	埋立	ガラ	産廃不燃	
	アクリル板		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	麻袋	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	麻袋	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ
	アスファルト		不可			民間の再生処理業者へ
	アスファルトルーフィング		埋立		産廃不燃	長辺2m未満に限る
	アスベスト		不可			
	厚紙	リサイクル可能なもの	不可			民間の処理業者へ
	厚紙	建設業(工事)、パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできないもの	焼却	紙	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	厚紙	上記以外から発生したものでリサイクルできないもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ
	穴あけパンチ		埋立	金属	産廃不燃	
	油		不可			民間の処理業者へ
	油のしみ込んだ布、紙		不可			民間の処理業者へ
	網	プラスチック製	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	網戸	プラスチック部分	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	網戸	金属部分	埋立	金属	産廃不燃	2m未満に限る
	アルミサッシ		埋立	金属、ガラ	産廃不燃	2m未満に限る
	アルミホイール(車用品)		埋立	金属	産廃不燃	タイヤつきは民間の処理業者へ
	安全靴		埋立	ゴム、プラ、金属	産廃不燃	
	安全ピン		埋立	金属	産廃不燃	
	い	イオン交換樹脂		不可		
椅子(木製)		建設業(工事)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生したもので金属が全て除去されているもの	焼却	木	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
椅子(木製)		建設業(工事)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生したもので金属が含まれるもの	埋立	木、金属	産廃不燃	
椅子(木製)		上記以外から発生したもので金属が全て除去されているもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ
椅子(木製)		上記以外から発生したもので金属が含まれるもの	埋立	金属	産廃不燃	
椅子(プラスチック製)		金属がすべて除去されているもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
椅子(金属製)			埋立	金属	産廃不燃	
板ガラス			埋立	ガラ	産廃不燃	長辺2m未満に限る
一斗缶			埋立	金属	産廃不燃	
衣類(化学繊維)			焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 金具類は全て外す
衣類(天然繊維)		繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	40cm以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
衣類(天然繊維)		上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る 金具類は全て外す 40cm角以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ
衣類乾燥機(家庭用)		業務で使用していたものを含む	不可			家電リサイクル法対象
衣類乾燥機(業務用)			埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可のもので家電リサイクル法対象外であるもの ※事前に要相談
医薬品			不可			

	品名	詳細	搬入先	廃棄物の種類	分別区分	備考
	イヤホン		埋立	プラ、金属	産廃不燃	
	印鑑(木製)	木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品質買業から発生したもの	焼却	木	産廃可燃	
	印鑑(木製)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	
	印鑑(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	
	印鑑(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	
	インク(液状)		不可			民間の処理業者へ
	インク(固形状)		焼却	プラ	産廃可燃	
	インクカートリッジ		焼却	プラ	産廃可燃	リサイクル不可のものに限る
	飲料パック	個人消費でリサイクル可能なもの	リサ		資源物(紙類)	
	飲料パック	個人消費でリサイクルできないもの	焼却		一廃可燃	
	飲料パック	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできないもの	焼却	紙	産廃可燃	
	飲料パック	上記以外の事業から発生したものでリサイクルできるもの	リサ		資源物(紙類)	
	飲料パック	上記以外の事業から発生したものでリサイクルできないもの	焼却		産廃可燃	
う	植木バサミ		埋立	金属	産廃不燃	長辺2m未満に限る
	植木鉢(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	植木鉢(金属製・陶磁器製)		埋立	金属、ガラ	産廃不燃	長辺2m未満に限る
	ウレタン(発泡含む)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
え	エアコン(家庭用)	業務で使用していたものを含む	不可			家電リサイクル法対象
	エアコン(業務用)		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可かつフロン回収済に限る ※フロン引取証明書の提示必要
	ALC	リサイクル可能なもの	不可			民間の処理業者へ
	ALC	リサイクル不可なもの	埋立		産廃不燃	長辺2m未満に限る
	HIDランプ		不可			民間の処理業者へ
	液晶テレビ(家庭用)		不可			家電リサイクル法対象
	液晶モニター(PC用)		不可			パソコンリサイクル法対象
	枝	建設業(工事)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品質買業から発生したもの	焼却	木	産廃可燃	※民間の業者で受入れできない場合 1本の直径が10cm以内で、直径30cm長さ150cm以内に束ねる 150cm以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ ※40cm~150cmのものは手おろしのみ受入れ
	枝	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	※民間の業者で受入れできない場合 1本の直径が10cm以内で、直径30cm長さ150cm以内に束ねる 150cm以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ ※40cm~150cmのものは手おろしのみ受入れ
	エプロン(紙製)	パルプ100%のもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ
	エプロン(紙製、不織布製など)	パルプ100%以外のもの、防水加工のしてあるものなど	焼却		産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	LED		不可			民間の処理業者へ
	延長コード		埋立	プラ、金属	産廃不燃	
	塩ビ管		埋立	プラ	産廃不燃	長辺2m未満に限る
お	オートバイ		不可			民間の処理業者へ
	オイル(食用・機械用)		不可			民間の処理業者へ
	オイル缶		埋立	金属	産廃不燃	オイルは受入不可
	オイルパック(使用済)		不可			民間の処理業者へ
	オイルパック(使用済)	グリストラップで使用したもの	焼却	プラ	産廃可燃	可能な限り水気を絞る
	OA用紙	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできないもの	焼却	紙	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	OA用紙	上記以外から発生したものでリサイクルできないもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ
	OSB合板	建設業(工事)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品質買業から発生したもの	焼却	木	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	OSB合板	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ

	品名	詳細	搬入先	廃棄物の種類	分別区分	備考
	おがくず		不可			民間の再生処理業者へ
	おしぼり(紙製)	パルプ100%のもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ
	おしぼり(紙製、不織布製など)	パルプ100%以外のもの	焼却		産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	落ち葉		焼却		一廃可燃	大量に搬入する場合はできるだけ乾燥させること
	オフィス用チェア	金属が全て除去されているもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	オフィス用チェア	金属が含まれるもの	埋立	プラ、金属	産廃不燃	
	汚泥		埋立	泥	※	※事前協議を要する
か	ガーゼ	感染の恐れがあるもの	不可			特別管理産業廃棄物処理業者へ
	ガーゼ	感染の恐れがないもの	焼却		一廃可燃	
	カーテン(化学繊維)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	カーテン(天然繊維)	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	カーテン(天然繊維)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ
	カーテンレール(金属製)		埋立	プラ、金属	産廃不燃	長辺2m未満に限る
	カーテンレール(プラ製)	金属が全て除去されているもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	カーテンレール(プラ製)	金属が含まれるもの	埋立	プラ、金属	産廃不燃	長辺2m未満に限る
	カーバッテリー		不可			民間の処理業者へ
	カートン		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	カード(紙製)	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	
	カード(紙製)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	
	カード(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	
	カーペット(化学繊維)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	カーペット(天然繊維)	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	カーペット(天然繊維)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ
	カーボン紙	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	カーボン紙	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ
	貝殻	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から発生したもの	不可			民間の処理業者へ
	貝殻	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	※40cm角未満に限る 1袋以上の場合は一般廃棄物不燃 ごみ処理場へ
	化学薬品		不可			民間の処理業者へ
	鏡		埋立	ガラ	産廃不燃	長辺2m未満に限る
	傘		埋立	プラ、金属	産廃不燃	長辺2m未満に限る
	ガスボンベ(LP)		不可			民間の処理業者へ
	仮設トイレ		埋立	プラ、ガラ、金属	産廃不燃	長辺2m未満に限る
	カセットコンロ		埋立	金属	産廃不燃	電池・バッテリーは受入不可
	カセットボンベ		埋立	金属	産廃不燃	中身を使い切り、穴あけしたものに限り
	ガソリン		不可			民間の処理業者へ ガソリンを拭いた布、紙も民間の処理業者へ
	カタログ	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできないもの	焼却	紙	産廃可燃	製品見本(ガラ)は外す
	カタログ	上記以外から発生したものでリサイクルできるもの	リサ		資源物(紙類)	製品見本(ガラ)は外す
	ガチャ玉		埋立	金属	産廃不燃	
	活性炭					※要事前相談
合羽		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ	
カップ麺の外装・容器	個人消費	焼却		一廃可燃	※持ち帰り可	
カップ麺の外装・容器	事業発生のもの	焼却	プラ	産廃可燃		
かつら・ウィッグ(人工)		焼却	プラ	産廃可燃		

品名	詳細	搬入先	廃棄物の種類	分別区分	備考
かつら・ウィッグ(人毛)		焼却		一廃可燃	
かなづち		埋立	金属	産廃不燃	
加熱剤	水で薬剤を反応させ過熱するもの	埋立	金属、ガラ、プラ	産廃不燃	反応させたものに限る
かばん(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	
かばん(天然皮革製)	繊維工業から発生したもので金属が全て除去されているもの	焼却	繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
かばん(天然皮革製)	繊維工業から発生したもので金属が含まれるもの	埋立	繊維、金属	産廃不燃	
かばん(天然皮革製)	上記以外から発生したもので金属が全て除去されているもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ
かばん(天然皮革製)	上記以外から発生したもので金属が含まれるもの	埋立	金属	産廃不燃	
かばん(化繊製)	金属が全て除去されているもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
かばん(化繊製)	金属が含まれるもの	埋立	プラ、金属	産廃不燃	
花瓶(ガラス・陶磁器製)		埋立	ガラ	産廃不燃	
壁紙(紙製)	建設業(工事)・パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
壁紙(紙製)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ
壁紙(ビニール製)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
紙おむつ		焼却		一廃可燃	汚物は取り除く
髪の毛		焼却		一廃可燃	
紙パック	個人消費でリサイクル可能なもの	リサ		資源物(紙類)	プラスチック部分があるものは取り除く 内側アルミ加工のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
紙パック	個人消費でリサイクルできないもの	焼却		一廃可燃	
紙パック	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできないもの	焼却	紙	一廃可燃	
紙パック	上記以外の事業から発生したものでリサイクルできるもの	リサ		資源物(紙類)	プラスチック部分があるものは取り除く 内側アルミ加工のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
紙パック	上記以外の事業から発生したものでリサイクルできないもの	焼却	紙	一廃可燃	
紙パック	内側アルミ加工のもの	埋立		産廃不燃	
紙袋	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
紙袋	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ
紙袋	内側アルミ加工のもの	埋立		産廃不燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
ガムテープ(紙製)	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	
ガムテープ(紙製)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	
ガムテープ(布製)		焼却	プラ	産廃可燃	
カメラ		埋立	プラ、金属	産廃不燃	電池・バッテリーは受入不可
ガラス製品		埋立	ガラ	産廃不燃	
瓦		埋立	ガラ	産廃不燃	
缶	個人消費	リサ		資源物(缶類)	
缶	事業発生でリサイクル可能なもの	不可			民間の再生処理業者へ
缶	事業発生でリサイクルできないもの	埋立	金属	産廃不燃	
換気扇		埋立	金属	産廃不燃	
緩衝材(紙製)	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
緩衝材(紙製)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ
緩衝材(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
乾燥剤		焼却	プラ	産廃可燃	※反応させてから搬入
乾電池		不可			民間の処理業者へ

	品名	詳細	搬入先	廃棄物の種類	分別区分	備考
き	木	建設業(工事)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品質賞業から発生したもの	焼却	木	産廃可燃	※民間の業者で受入れできない場合 1本の直径が10cm以内で、直径30cm長さ150cm以内に束ねる 150cm以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ ※40cm~150cmのものは手おろしのみ受入れ
	木	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	※民間の業者で受入れできない場合 1本の直径が10cm以内で、直径30cm長さ150cm以内に束ねる 150cm以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ ※40cm~150cmのものは手おろしのみ受入れ
	木(抜根・伐根)		不可			民間の処理業者へ
	脚立		埋立	プラ、金属	産廃不燃	長辺2m未満に限る
	キャビネット		埋立	金属	産廃不燃	長辺2m未満に限る
	給湯器		埋立	プラ、金属	産廃不燃	長辺2m未満に限る
	金庫		埋立	金属	産廃不燃	
	金属塊		埋立	金属	産廃不燃	バラ積みする
く	空気清浄機		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可のものに限る。フロンが入っているものは引取証明が必要。
	クーラー(家庭用)	業務で使用していたものを含む	不可			家電リサイクル法対象
	クーラー(業務用)		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可かつフロン回収済に限る ※フロン引取証明書の提示必要
	クーラーボックス	金属を取り除いたもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	釘		埋立	金属	産廃不燃	
	草		焼却		一廃可燃	※民間の業者で受入れできない場合 大量に運ぶ場合は可能な限り乾燥させる
	鎖(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	長さ2m未満に限る
	鎖(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	
	グラス		埋立	ガラ	産廃不燃	
	グラスウール		埋立	ガラ	産廃不燃	長辺2m未満に限る
	クリアファイル		焼却	プラ	産廃可燃	
	グリストラップ		不可			民間の処理業者へ
	グレーチング		埋立	金属	産廃不燃	長辺2m未満に限る
	軍手		焼却	プラ、繊維	産廃可燃	
け	蛍光灯(蛍光管)	LED含む	不可			民間の処理業者へ
	蛍光灯安定器(PCB)		不可			特別管理産業廃棄物処理業者へ
	蛍光灯ランプ		不可			民間の処理業者へ
	結束バンド		焼却	プラ	産廃可燃	
	携帯電話		不可			民間の処理業者へ
	軽油		不可			民間の処理業者へ 軽油を拭いた布・紙も民間の処理業者へ
	ケーブル		埋立	プラ、金属	産廃不燃	
	血圧計(水銀使用)		不可			民間の処理業者へ
	血圧計(電子式)		埋立	プラ、金属	産廃不燃	電池・バッテリーは受入不可
	研磨石(砥石)		埋立	がれき	産廃不燃	
こ	工具箱(プラスチック製)	金属を取り除いたもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	工具箱(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	
	工具類		埋立	金属、ガラ	産廃不燃	
	工具類(電動)		埋立	金属、ガラ	産廃不燃	電池・バッテリーは受入不可
	広告チラシ	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したものでリサイクルできないもの	焼却	紙	産廃可燃	
	広告チラシ	上記以外から発生したものでリサイクルできないもの	焼却		一廃可燃	
	合成ゴム		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	コーキング剤(液状)		不可			民間の処理業者へ
	コーキング剤(固形)		焼却	プラ	産廃可燃	
	鋤さい		不可			
	コード	線を取り除いた被覆	焼却	プラ、繊維	産廃可燃	長さ2m未満に限る
	コード		埋立	プラ、金属	産廃不燃	
コードリール		埋立	金属	産廃不燃		

	品名	詳細	搬入先	廃棄物の種類	分別区分	備考	
	黒板		埋立	プラ、金属、ガラ	産廃不燃	長辺2m未満に限る	
	コップ(紙製)	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙、プラ	産廃可燃		
	コップ(紙製)	上記以外から発生し、ラミネート加工されたもの	焼却	紙、プラ	産廃可燃		
	コップ(紙製)	上記以外から発生したパルプ100%でラミネート加工されていないもの	焼却		一廃可燃		
	コップ(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃		
	コップ(金属製・ガラス製・陶磁器製)		埋立	金属、ガラ	産廃不燃		
	コピー機		埋立	プラ、金属、ガラ	産廃不燃	メーカー回収不可のものに限る ※トナー飛散防止措置が必要	
	コピー用紙	リサイクル可能なもの	不可			民間の処理業者へ	
	コピー用紙	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃		
	コピー用紙	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃		
	ゴムくず	天然ゴムくず	不可			民間の処理業者へ	
	ゴム手袋・ゴム長靴(合成ゴム製)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ぐみ処理場へ	
	ゴムホース		不可			民間の処理業者へ	
	コンクリートブロック		不可			民間の処理業者へ	
	コンセント		埋立	プラ、金属	産廃不燃		
	コンデンサ(PCB使用)		不可			特別管理産業廃棄物処理業者へ	
さ	サイディング(窯業系)		埋立	ガラ	産廃不燃	長辺2m未満に限る	
	サイディング(金属)		埋立	金属	産廃不燃	長辺2m未満に限る	
	サインペン		焼却	プラ	産廃可燃		
	作業着		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る。 ※要金具取外し 40cm角以上のものは産廃不燃 ぐみ処理場へ	
	殺菌灯用ランプ		不可			民間の処理業者へ	
	雑誌	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	リサイクル可能なものは民間の処理業者へ	
	雑誌	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	リサイクル可能なものはリサイクルセンターへ	
	皿(紙製)	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃		
	皿(紙製)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃		
	皿(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃		
	皿(金属製・ガラス製・陶磁器製)		埋立	金属、ガラ	産廃不燃		
	ざる(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃		
	ざる(金属製)		埋立	金属	産廃不燃		
	三脚		埋立	プラ、金属	産廃不燃	長辺2m未満に限る	
	し	シーツ(化学繊維)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ぐみ処理場へ
		シーツ(天然繊維)	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ぐみ処理場へ
シーツ(天然繊維)		上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは一廃不燃 ぐみ処理場へ	
漆喰			埋立	ガラ	産廃不燃		
自転車			埋立	金属	産廃不燃		
自動車			不可			民間の処理業者へ	
シャウカステン			埋立	プラ、金属、ガラ	産廃不燃	蛍光管を外した長辺2m未満のものに限る	
写真		パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃		
写真		上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃		
写真のネガ			焼却	プラ	産廃可燃		
ジャッキ			埋立	金属	産廃不燃		
充電器			埋立	プラ、金属	産廃不燃		

	品名	詳細	搬入先	廃棄物の種類	分別区分	備考	
	充電式電池		不可			民間の処理業者へ	
	朱肉		埋立	プラ	産廃不燃		
	じゅうたん(化学繊維)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ	
	じゅうたん(天然繊維)	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ	
	じゅうたん(天然繊維)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ	
	重油		不可			民間の処理業者へ 重油を拭いた布、紙も民間の処理業者へ	
	樹木	建設業(工事)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生したもの	焼却	木	産廃可燃	※民間の業者で受入れできない場合 1本の直径が10cm以内で、直径30cm長さ150cm以内に束ねる 150cm以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ ※40cm~150cmのものは手おろしのみ受入れ	
	樹木	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	※民間の業者で受入れできない場合 1本の直径が10cm以内で、直径30cm長さ150cm以内に束ねる 150cm以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ ※40cm~150cmのものは手おろしのみ受入れ	
	シュレッダーくず	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	※リサイクル可能なものは民間の処理業者へ	
	シュレッダーくず	上記以外から発生したもの	リサ		資源物(紙類)		
	消火器		不可			民間の処理業者へ	
	照明器具		埋立	プラ、金属	産廃不燃	蛍光管は受入不可 ※PCBの入っていないものに限る	
	照明用ランプ		不可			民間の処理業者へ	
	食器(紙製)	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃		
	食器(紙製)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃		
	食器(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃		
	食器(金属製・ガラス製・陶磁器製)		埋立	金属、ガラ	産廃不燃		
	食品トレー・容器プラ	個人消費	焼却		一廃可燃	※持ち帰り可	
	食品トレー・容器プラ	事業発生のもの	焼却	プラ	産廃可燃		
	シリカゲル		焼却	プラ	産廃可燃	※粒状にばらばらになっているものは袋にいれる 40cm角未満に限る 1袋以上の場合は受入れ不可	
	新聞紙	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	リサイクル可能なものは民間施設へ	
	新聞紙	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	リサイクル可能なものはリサイクルセンターへ又は民間の処理業者へ	
す	水銀灯		不可			民間の処理業者へ	
	水銀灯安定期(PCB使用)		不可			特別管理産業廃棄物処理業者へ	
	水槽		埋立	ガラ	産廃不燃	長辺2m未満に限る	
	スーツケース		埋立	プラ、金属	産廃不燃		
	スキャナー		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可のものに限る。 ※事前に要相談	
	すきとり物(ボサ)		不可			区域外搬出	
	スコップ		埋立	金属	産廃不燃		
	スタイロフォーム		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ	
	スチールデスク		埋立	金属	産廃不燃	長辺2m未満に限る	
	ストーブ		埋立	プラ、金属	産廃不燃	灯油入りは受入不可	
	砂		不可			廃棄物ではない	
	スパナ		埋立	金属	産廃不燃		
	スプレー缶		埋立	金属	産廃不燃	中身を使い切り、穴あけしたのものに限る	
	スラグ		不可			民間の処理業者へ	
	スレート(コンクリート製)		不可			民間の処理業者へ	
	スレート(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	長辺2m未満に限る	
	生花		焼却		一廃可燃		
	せ	生理用品		焼却		一廃可燃	

	品名	詳細	搬入先	廃棄物の種類	分別区分	備考
	石膏		埋立	ガラ	産廃不燃	
	石膏ボード	硬質、強化タイプ含む	不可			民間の処理業者へ
	洗濯機(家庭用)	業務で使用していたものを含む	不可			家電リサイクル法対象
	洗濯機(業務用)		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可のもので家電リサイクル法対象外であるもの ※事前に要相談
そ	ソーラーパネル		不可			民間の処理業者へ
	ソファ	金属が全て除去されているもの	焼却	木、プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	ソファ	金属が含まれるもの	埋立	木、プラ、金属	産廃不燃	長辺2m未満に限る
た	タイヤ		不可			民間の処理業者へ
	タイル		埋立	ガラ	産廃不燃	
	台車		埋立	プラ、金属	産廃不燃	
	ダスター(化学繊維)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	ダスター(天然繊維)	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	ダスター(天然繊維)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ
	畳	建設業(工事、解体)、繊維工業から発生したもの	焼却	繊維、プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	畳	上記以外から発生したものでプラスチックを含まないもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る(畳屋による張替で発生した畳は一廃) 40cm角以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ
	畳	上記以外から発生したものでプラスチックを含むもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	タンス	建設業(工事)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生したもので金属が全て除去されているもの	焼却	木	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	タンス	建設業(工事)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生したもので金属が含まれるもの	埋立	木、金属	産廃不燃	長辺2m未満に限る
	タンス	上記以外から発生したもので金属が全て除去されているもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ
	タンス	上記以外から発生したもので金属が含まれるもの	埋立	金属	産廃不燃	長辺2m未満に限る
	ダンボール(蟻引き)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	ダンボール	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	40cm角未満に限る ※リサイクル可能なものは民間業者へ 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	ダンボール	上記以外から発生したものでリサイクルできるもの	リサ		資源物(紙類)	
	ダンボール	上記以外から発生したものでリサイクルできないもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ
ち	注射器・注射針		不可			特別管理産業廃棄物処理業者へ
	チューブ		不可			民間の処理業者へ
つ	机(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	長辺2m未満に限る
	机(木製)	建設業(工事)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生したもので金属が全て除去されているもの	焼却	木	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	机(木製)	建設業(工事)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生したもので金属が含まれるもの	埋立	木、金属	産廃不燃	長辺2m未満に限る
	机(木製)	上記以外から発生したもので金属が全て除去されているもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ
	机(木製)	上記以外から発生したもので金属が含まれるもの	埋立	金属	産廃不燃	長辺2m未満に限る
	土		不可			廃棄物ではない
て	テープ	テープ裏紙類含む	焼却	プラ	産廃可燃	長さ2m未満に限る
	鉄筋、鉄パイプ、鉄板		埋立	金属	産廃不燃	長辺2m未満に限る
	手袋(ビニール製、ポリエチレン製)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	テレビ(家庭用)	業務で使用していたものを含む	不可			家電リサイクル法対象
	テレビ(業務用)		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可のもので家電リサイクル法対象外であるもの ※事前に要相談

	品名	詳細	搬入先	廃棄物の種類	分別区分	備考
	テレビアンテナ		埋立	プラ、金属	産廃不燃	
	電化製品		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可のもので家電リサイクル法対象外のもの ※事前に要相談
	電球(白熱)		埋立	ガラ	産廃不燃	
	電球(蛍光管・LED)		不可			民間の処理業者へ
	電池(乾電池・充電電池)		不可			民間の処理業者へ
	電卓		埋立	プラ、金属	産廃不燃	電池・バッテリーは受入不可
	電話機		埋立	プラ、金属	産廃不燃	電池・バッテリーは受入不可
と	動物の毛		焼却		一廃可燃	
	動物の死体	畜産農業から発生したもの	不可			民間の処理業者へ
	動物の死体	上記以外から発生したもの	不可			区域外搬出
	灯油		不可			民間の処理業者へ 灯油を拭いた布、紙も民間の処理業者へ
	トタン(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	トタン(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	長辺2m未満に限る
	ドラム缶		埋立	金属	産廃不燃	長辺2m未満に限る
	塗料(液状)		不可			民間の処理業者へ
	塗料かす(固形状)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
な	ナイフ		埋立	金属	産廃不燃	
	苗育成保護シート		焼却	プラ	産廃可燃	長辺2m未満に限る 長辺2m以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	苗木用ポット		焼却	プラ	産廃可燃	
	苗木用トレー		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	ナット		埋立	金属	産廃不燃	
	鍋		埋立	金属	産廃不燃	
	生ごみ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から発生したもの	不可			民間の処理業者へ
	生ごみ	上記以外から発生したもの	生		一廃生	
	鉛		不可			
	波板(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
波板(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	長辺2m未満に限る	
に	庭木	建設業(工事)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生したもの	焼却	木	産廃可燃	※民間の業者で受入れできない場合 1本の直径が10cm以内で、直径30cm長さ150cm以内に束ねる 150cm以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ ※40cm~150cmのものは手おろしのみ受入れ
	庭木	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	※民間の業者で受入れできない場合 1本の直径が10cm以内で、直径30cm長さ150cm以内に束ねる 150cm以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ ※40cm~150cmのものは手おろしのみ受入れ
ぬ	布(化学繊維)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	布(天然繊維)	建設業(工事)、繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	布(天然繊維)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ
ね	値札シールロール		焼却	プラ	産廃可燃	長辺2m未満に限る 2m以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
の	農業機械(エンジン付きのもの)		不可			民間の処理業者へ
	農業機械(エンジンがないもの)		埋立	金属	産廃不燃	電池・バッテリーは受入不可
	農薬		不可			民間の処理業者へ
	農ビ・農ボリ		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
は	葉		焼却		一廃可燃	大量に運ぶ場合はできるだけ乾燥させる
	パール		埋立	金属	産廃不燃	バラ積みする
	灰		埋立	燃	産廃不燃	ダイオキシン類が1gにつき3ng以下のものに限る(P4の※1を参照、測定結果の提示が必要)
	ばいじん		不可			民間の処理業者へ
	パイプ椅子		埋立	金属	産廃不燃	
	パイプ(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	長辺2m未満に限る
	パイプ(プラスチック製)	塩ビ含有物不可	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	廃アルカリ		不可			民間の処理業者へ

	品名	詳細	搬入先	廃棄物の種類	分別区分	備考
	廃酸		不可			民間の処理業者へ
	廃油		不可			民間の処理業者へ
	バケツ(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	バケツ(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	
	パソコン		不可			パソコンリサイクル法対象
	鉢(プラスチック製)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	鉢(金属製・ガラス製・陶磁器製)		埋立	金属、ガラ	産廃不燃	
	花		焼却		一廃可燃	大量に運ぶ場合はできるだけ乾燥させる
	抜根・伐根		不可			民間の処理業者へ
	バッテリー		不可			民間の処理業者へ
	発泡ウレタン		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	発砲スチロール		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	パレット	貨物の流通のために使用していたパレット	焼却	プラ、木	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
ひ	PPバンド		焼却	プラ	産廃可燃	2m未満に限る
	ビニールクロス		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	ヒ素(砒素)		不可			民間の処理業者へ
	肥料袋		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	びん	個人消費	不可			持ち帰りまたは民間の再生処理業者へ
	びん	事業発生でリサイクル可能なもの	不可			民間の再生処理業者へ
	びん	事業発生でリサイクルできないもの	埋立	ガラ	産廃不燃	
ふ	Vベルト		不可			民間の処理業者へ
	ふとん(化学繊維)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	ふとん(天然繊維)	繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	ふとん(天然繊維)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ
	プラスチック製容器包装	個人消費	焼却		一廃可燃	※持ち帰り可
	プラスチック製容器包装	事業発生のもの	焼却	プラ	産廃可燃	
	プラスチック製容器包装	内側アルミ加工のもの	埋立		産廃不燃	
	プリンター		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可のものに限る。トナー飛散措置が必要。※事前に要相談
	ブルーシート		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	ブロック		不可			民間の処理業者へ
	粉体		焼却		産廃可燃	※40cm角未満に限る 1袋以上の場合は不可→民間の処理業者へ
へ	ヘルメット	FRP製のもの	埋立	プラ	産廃不燃	
	ヘルメット	上記以外のプラスチック製	焼却	プラ	産廃可燃	金属部分は取り除く
	ペットボトル	個人消費でリサイクル可能なもの	不可			持ち帰りまたは民間の再生処理業者へ
	ペットボトル	個人消費でリサイクル不能なもの	焼却		一廃可燃	
	ペットボトル	事業発生のもの	焼却	プラ	産廃可燃	
	ペット用シート		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	ペーパータオル	パルプ製造・製紙・紙加工品製造・新聞・出版・製本・印刷物加工業から発生したもの	焼却	紙	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	ペーパータオル	上記以外から発生したものでパルプ100%のもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ
	ペーパータオル	上記以外から発生したものでパルプ100%以外のもの	焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	ベルト(コンベア)	ゴム製、金属入りも含む	不可			民間の処理業者へ
	ペンキ(液状)		不可			民間の処理業者へ
	ペンキ(固形状)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	弁当容器	個人消費	焼却		一廃可燃	※持ち帰り可
	弁当容器	事業発生のもの	焼却	プラ	産廃可燃	
ほ	防水(ルーフィング)シート(屋根・外壁用)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ 塩ビ含有物は産廃不燃 ごみ処理場へ アスファルトは不可

	品名	詳細	搬入先	廃棄物の種類	分別区分	備考
	ホース		焼却	プラ	産廃可燃	長さ2m未満に限る 2m以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	ポータブルトイレ		焼却	プラ	産廃可燃	汚物は取り除く
	ボルト		埋立	金属	産廃不燃	
	ホワイトボード		埋立	プラ、金属	産廃不燃	長辺2m未満に限る
ま	枕木	リサイクル可能なもの	不可			民間の処理業者へ
	枕木	建設業(工事)、木材・木製品製造業、 パルプ製造業、輸入木材卸売業、物 品賃貸業から発生したもの	埋立	木	産廃不燃	有害物質が含まれていないもの(長さ2m未満に 限る)
	枕木	上記以外から発生したもの	埋立		一廃不燃A	有害物質が含まれていないもの(長さ2m未満に 限る)
	マスク		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	マットレス	金属が全て除去されているもの	焼却	木、プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	マットレス	金属が含まれるもの	埋立	木、プラ、金属	産廃不燃	長辺2m未満に限る
む	無線機		埋立	プラ、金属	産廃不燃	電池・バッテリーは受入不可
め	メガホン(拡声器)		埋立	プラ、金属	産廃不燃	電池・バッテリーは受入不可
も	毛布(化学繊維)		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	毛布(天然繊維)	建設業、繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	毛布(天然繊維)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ
	モール		焼却	プラ	産廃可燃	40cm角未満に限る 40cm角以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	木毛板	リサイクル可能なもの	不可			民間の処理業者へ
	木毛板	リサイクル不可なもの	埋立	ガラ	産廃不燃	長辺2m未満に限る
や	薬品類		不可			民間の処理業者へ
よ	浴槽		埋立	プラ	産廃不燃	長辺2m未満に限る
ら	ライター		埋立	プラ、金属	産廃不燃	使い切ったものに限る
れ	冷蔵庫(家庭用)	業務で使用していたものを含む	不可			家電リサイクル法対象
	冷蔵庫(業務用)		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可能かつフロン回収済に限る ※受入にはフロン引取証明書の提示が必須
	冷凍庫(家庭用)	業務で使用していたものを含む	不可			家電リサイクル法対象
	冷凍庫(業務用)		埋立	プラ、金属	産廃不燃	メーカー回収不可能かつフロン回収済に限る ※受入にはフロン引取証明書の提示が必須
	レジスター		埋立	プラ、金属	産廃不燃	
	レンガ		不可			民間の処理業者へ
ろ	ロープ(プラスチック 製)		焼却	プラ	産廃可燃	長さ2m未満に限る 2m以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	ロープ(天然繊維)	繊維工業から発生したもの	焼却	繊維	産廃可燃	長さ2m未満に限る 2m以上のものは産廃不燃 ごみ処理場へ
	ロープ(天然繊維)	上記以外から発生したもの	焼却		一廃可燃	長さ2m未満に限る 2m以上のものは一廃不燃 ごみ処理場へ
	ロープ(金属製)		埋立	金属	産廃不燃	
	ロッカー		埋立	金属	産廃不燃	長辺2m未満に限る
	ロックウール		埋立	ガラ	産廃不燃	アスベストが混入していない場合に限る
わ	ワイヤー		埋立	金属	産廃不燃	

5. 禁止事項

廃棄物処理法では、許可等のない焼却や埋立を禁止しています。

違反した場合は罰せられますので**絶対に**許可等なく自家処理を行わないでください。

----- 投棄禁止違反 -----

廃棄物をみだりに捨てた者若しくは未遂の者

※廃棄物処理法第16条、第25条第1項第14号、第25条第2項

※5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はこれらが併科され、法人の場合は3億円以下の罰金が科せられます。



----- 廃棄物焼却違反 -----

処理基準に違反して廃棄物を焼却した者若しくは未遂の者

※廃棄物処理法第16条の2、第25条第1項第15号、第25条第2項

※5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はこれらが併科され、法人の場合は3億円以下の罰金が科せられます。



参考

----- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和46年9月24日施行） -----

（投棄の禁止）

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

（焼却禁止）

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの